

「マイクロソフト協賛 知財の法と経済学 シンポジウム」

一橋大学経済研究所 教授 青木玲子

2月18日に一橋大学主催、マイクロソフト協賛「知財の法と経済学シンポジウム」が行われました。プログラム及び報告のスライドと報告者の簡単な履歴はウェブサイトに掲載してあります。報告者は経済学者3人と法律の学者・実務家4名でした。前半のテーマは「デジタル情報の知財」で、デジタル ライツ マネージメント (Digital Rights Management DRM) (スザンヌ・スコッチマー、Suzanne.Scotchmer)、知財の消尽 (玉井克人) 及びオープン・ソース (スティーブン・マウワー、Stephen.Maurer) の報告がありました。後半は「知財とそれに代わる制度の最前線」ということで、Open Source and Biotechnology バイオのオープン・ソース (ジャネット・ホープ、(J.Hope)、特許ライセンス (武藤滋夫)、試験・実験例外 (長岡貞男)、及び Taking Property from Intellectual Property (知財から財産を取り外す - 新しい知財) (スコット・キーフ、Scott .Kieff) の報告がありました。

DRM の代表的なものは JASRAC のように知財をまとめて管理する Collective Rights Management Organization (CRMO, 知財群管理団体) です。売れるアーティストと売れないアーティストの間で収入を再分配することにより全体の創作インセンティブが上昇することがあることが報告されました。オープン・ソースはパテント・プールのような CRMO と並んで関連特許の数が多くなる生命科学の知財へのアクセスを促す制度として最近注目されるようになってきています。しかし、創作と同時に成立する著作権のオープン・ソースの概念がそのまま特許のオープン・ソースに適用するわけにいかず、そのためのルールがいくつか提案されました。現存するオープン・ソースの原理を理解する必要があり、原理と提案されたルールはどのような効果をもたらすのであるか経済分析が必要のようで、触発されました。Removing Property from IP は最近のアメリカの判決と法改正の結果、知財の排他性が制限される一方、契約によって譲渡したり、共用することが困難になってきていることを指摘しています。財産権の liability rule と property rule の両方の側面からとらえています。ロナルド・コースやリチャード・ポズナーと並んで法と経済学の元祖の一人といわれるグウィドー・カルブレイジーによるこの二つのアプローチはまさに経済学的に「価値」をとらえて初めて存在する区別です。改めて、先駆者たちの構築したフレーム・ワークの汎用性に敬服しました。商品に著作権や特許の対象である場合、一回目の取引に権利が限られていることを「知財の消尽」といいます。

す。古本を買う時には作家に著作料を支払いのはこの概念があるからです。輸出されたブランド商品のブランド管理がどこまでもとの会社ができるかなどは、いつ消尽するかの問題です。「試験・実験例外」とは試験的な使用の場合は許可なく（特許料を支払わず）特許技術を使えるという特許法条項です。大学で行われる実験で特許のある器具を使った場合とか、薬品開発のための研究に特許化された物質を使った場合は例外になるがを裁判で争われたことがあります。

開会の辞を述べたジェフリー・マニ(Geoffrey Manne)氏は、マイクロソフト・コーポレーションのアカデミックリ・リレーションズ・ロー・アンド・エコノミックスのマネージャー(Academic Relations Law and Economics Manager)ですが、同時にルイス・アンド・クラーク・ロースクール(Lewis and Clark)の准教授でもあります。以下では彼の言葉を通して、シンポジウムの開催と現在の日本での法と経済学の意義を考えてみたいと思います。

知的財産は私の研究テーマでもあります。知財を研究する経済学者が法と経済学に行きついたのは当然のことです。マニ氏がいつているように、「法律により財産権が確立され、取引費用が増減し、それに人々がそれに反応し、インセンティブが発生する。これが法と経済学の根本である」からです。特許はまさに法的に情報を財産として所有できるようにして、研究開発に投資するインセンティブを与えるのが目的の一つです。（情報の公開も特許の重要な役割です。）今日では「アメリカのどこのロー・スクールにも法と経済学者の専門家が一人はいて、法と経済学が法教育において不可欠な位置をしめています。」その結果、あらゆる法律の実践の場に経済学的概念と分析が浸透しています。日本においても法と経済学を司法試験の選択科目にすることが検討されています。多くの法学院ですでに法と経済学の授業が設けられています。アメリカの場合は学部で法学専攻というものはないので、学部では法律以外のことを勉強してからロースクールに行きます。そしてロースクールの生徒の多くは学部で経済を身につけているわけです。法学院制度の設立は日本に法と経済学が普及するのに絶好の状況であると思われます。公正取引委員会も競争政策研究所を設けて経済学的考えかたを取り入れています。

1940-50年代にシカゴ・ロー・スクールの教授であった経済学者法のアーロン・ドレクターAaron Director もまず、独禁法を経済学的手法により分析しました。彼は、反独禁法の立法に関与し、大きな影響をおよぼしました。同時代にシカゴ大学の経済学部ではジョージ・スティグラ、ハワード・デムゼッツやゲリー・ベッカー等の経済学者はが法と経済学の基礎を築き、発展させたこともマ

ニ氏は指摘しています。

マニ氏は最後にドレクターの後任であったロナルド・コースの **Problem of Social Costs** (社会費用について)を「法律を本当に理解したい者は誰もが読むべきだ」と結んでいます。当論文は人々が市場で接触し、法律により財産権が成立し、取引費用の発生がインセンティブを生んでいるという「法律の経済学的分析のバックボーンである基本的な考え方」を説いています。コース論文のエッセンスは「法的ルールを変えた時の影響を理解することであり、市場、企業、政府は個人の行動をガイドする代替的ないくつかの制度のなかから社会厚生を最大にするものを選ぶといった比較制度学的アプローチである。」コース自身は「経験にもとづいた帰納的は方法であり、今日のシカゴ派法と経済学の実証的なアプローチの元になっている。今日の法と経済学は圧倒的に演繹的なものである。これらの理論が提示している命題を実証学的に肯定または棄却し、またそれが新たな理論を生むといったフィードバックが今日の法と経済学である。法律や行政を改善しようと志す人はみなコースのシンプルなレンズを透して法律を見ることを勧める」。印象的だったのは、「そして、インセンティブが問題で、法律は強力な制度であり、市場の失敗の逆は政府の解決ではなく政府の失敗であること、そして我々の目的はいくつかの不完全な制度のなかから、それぞれがどのように人々や企業の行動に影響を及ぼすかを見極め、社会厚生を最大化するものを選ぶことであることを理解して欲しい」といったことでした。

マニという名にお気づきかもしれませんが、ジェフリー・マニ氏はアメリカの法と経済学の元祖の一人であるヘンリー・マニの息子です。ヘンリー氏はオーリン・ファウンデーションの法と経済学への援助の設立に尽力したひとりといわれています。アメリカの法と経済学の発展にオーリン・ファウンデーションは欠かせないものでした。シンポジウムで報告したUC・バークレーのS. スコッチマー教授も南カルフォルニア大学・ロースクールのオーリン・ヴィジター(Olin Visitor)やトロント大学のロー・アンド・エコノミックス・オーリン・ディステイングイシュト・ヴィジター(Law and Economics Distinguished Visitor)をやっていました。多くのロースクールで法と経済学のプログラムやセンターには「オーリン」という名称がついています。つまり、オーリン・ファウンデーションの援助によるものということです。1950年代に実業家のジョン・M・オーリンが設立したオーリン・ファウンデーションは彼が生前希望していたように、彼の選んだ指導者が世を去った後は活動を徐々に減らし、2005年に閉鎖されました。法と経済学という学問も成熟期にはいったといえます。ジェフリー氏がマイクロソフトでの法と経済学者担当の学者としてこのシンポ

ジウムに参加し、最後にコース論文を読みなすことを勧めながら「今後もこのような催しを一橋大学とともにやっていく」ことによって、「一橋及日本で法と経済学が開花することを祈っています」といったのは偶然ではないように思われました。

参考文献

「法と経済学会 設立記念シンポジウム 法と経済学の展望」 『経済セミナー』 2003 年 5 月 pp 42-49

マイクロソフト社 協賛シンポジウム「知財の法と経済学」

<http://www.ier.hit-u.ac.jp/%7Eaokirei/program080218.html>

R. H. Coase、1960、"The Problem of Social Cost"、*Journal of Law and Economic*, 3: 1-44

Calabresi, Guido and Melamed, A. Douglas (1972),"Property Rules, Liability Rules and Inalienability: One View of the Cathedral" *Harvard Law Review*, 85:1089-1128.